

用語解説

あ行

●いこまいCAR

市民の市内移動の交通手段として、市が運行しているタクシーを利用した交通サービス。

●医療施設

本計画における医療施設は、「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月国土交通省）」に基づき、病院及び診療所を対象とする。

か行

●開発行為

建築物の建築または、特定工作物の建設のために行う土地の区画形質の変更のこと。

●学習等供用施設

学習室、保育室、集会室、休養室を有し、個人の学習、保育、団体の集会などに利用する施設。

●義務的経費

任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、人件費（職員の給与など）、扶助費及び公債費（地方債の元利償還金など）がある。

●区域区分

無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成などの観点から、都市計画区域を「市街化を促進する区域（市街化区域）」と、「市街化を抑制する区域（市街化調整区域）」に区分すること。

●交通結節点

異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などが挙げられる。

●高齢化率

総人口に占める 65 歳以上人口の割合。

●子育て支援センター

子育て家庭などに対して、親子同士のふれあいの場であるサロンの提供、育児不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育て講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う

支援センター。

●コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少や高齢化が進む中であっても、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活サービス機能を確保し、市民が安心して暮らせる、持続可能な都市経営を実現できるよう、関係施策間で連携しながら、都市のコンパクト化と拠点間の交通ネットワークを形成すること。

さ行

●三大都市圏

三大都市圏は、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県に含まれるすべての市町村。

●市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街地が形成されている区域と、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされている。

●市街化調整区域

都市計画区域のうち、「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物などを除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないとされ、市街化を促進する都市施設も定めないとされている。

●自主財源

市が自らの権限で収入することができる財源で、主なものは市税。その他には、分担金・負担金や使用料、手数料、諸収入などがある。

●社会資本整備総合交付金

国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括化したもの。地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金。

●人口集中地区（DID）

国勢調査時において、原則として人口密度が 1 km²当たり 4,000 人以上の基本単位区などが市区町村の境域内で互いに隣接して、

5,000人以上を有する地域。

●診療所

診療所は19床以下の病床を有する、医業を行うための施設。

●スプロール

市街地が無計画に郊外に拡大し、無秩序な市街地を形成すること。

●総世帯数

国勢調査における、「一般世帯」と「施設等の世帯」を合計した世帯数。

た行

●都市基盤施設

道路、公園、排水施設及び供給施設などの都市活動に必要な基盤施設のこと。

●都市計画区域

都市計画を策定する場となる都市の範囲であり、都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人やモノの動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域。

●都市計画道路

都市施設の種類として都市計画に定められる道路。自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類がある。

●都市公園

都市の防災性向上や良好な都市環境の提供、市民活動の場の形成などを図るため、国または地方公共団体が設置する公園・緑地。

●土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業。

●徒歩圏人口カバー率

各施設の圏域（半径800m、半径1km）に含まれる人口 ÷ 市全域の人口。

な行

●認可外保育施設

乳児または幼児を保育することを目的とする施設であり、都道府県知事、政令指定都市の市長または中核市の市長の認可を受けていない（または認可を取り消された）施設の総称。

は行

●病院

病院は20床以上の病床を有する、医業を行うための施設。

●扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者などに対して行っている様々な支援に要する経費。

や行

●用途地域

都市計画法により定められた地域地区の種類。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類に分類される。用途地域毎に建てられる建物の種類等が決められている。

ら行

●流出入口

国勢調査における通勤・通学の流動において、常住地が江南市で通勤・通学先が他市町である人口。

●流入人口

国勢調査における通勤・通学の流動において、常住地が他市町で、通勤・通学先が江南市内である人口。